

事業概要

令和5年度（2023年度）版



中野区児童相談所

目次

第1	児童相談所の概況	1
1	中野区の概要（令和4年4月1日現在）	2
2	施設概要	2
3	目的・理念	3
4	児童相談所等の沿革	5
5	児童相談所の組織及び職員	7
	（1）児童相談所の組織・役割	7
	（2）職員の配置状況（令和4年4月1日現在）	9
6	児童相談所で取扱う児童相談・援助	10
	（1）相談の種類	10
	（2）援助の種類	11
	（3）その他	13
第2	事業の概況	14
1	相談の受理状況	15
	（1）経路別受理状況	15
	（2）相談内容別受理状況	15
	（3）男女別受理状況	16
	（4）年齢別受理状況	16
2	虐待相談の対応状況	17
	（1）虐待相談種類・年齢別対応状況	17
3	調査、診断、一時保護状況	17
	（1）児童福祉司の活動状況	17
	（2）児童心理司の活動状況	18
	（3）愛の手帳	18
	（4）医師の活動状況	19
	（5）弁護士活動状況	19
	（6）区の一時的保護状況	20
	（7）一時保護の児童数(所内)	20
	（8）一時保護の児童数(委託)	21
4	施設入所の状況	22
	（1）入所措置等の状況	22
	（2）障害児入所施設の利用契約	22
5	里親制度	23
	（1）養育家庭登録・委託状況（年度末現在）	23
	（2）専門養育家庭登録・委託状況（年度末現在）	23
	（3）養子縁組里親登録・委託状況（年度末現在）	23

(4) 親族里親登録・委託状況（年度末現在）	23
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	23
(6) 里親の支援体制	24
6 専門職の人材育成	25
(1) 主催研修	25
(2) 外部機関等が開催する研修への参加	25
(3) OJT・コンサルテーション	25
(4) 学会参加・発表などの外部発信、研究協力	25
第3 統計資料	29
1 児童相談受付状況	30
(1) 経路別	30
(2) 年齢別・相談内容別受付状況	31
2 相談対応状況	32
(1) 相談別対応状況	32
(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応状況	33
(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況	34
(4) 被虐待児年齢・虐待種類別対応状況	35

第1 児童相談所の概況

1 中野区の概要（令和4年4月1日現在）

面積	15.59 k m ²
人口	355,187 人
児童人口	35,300 人
総世帯数	211,068 世帯

2 施設概要

中野区児童相談所は子ども・若者支援センター、教育センター、中野東図書館の複合施設（愛称「みらいステップなかの」）内に設置されている。また当該施設は、中野区立中野東中学校との併設施設である。

名称	中野区児童相談所
所在地	中野区中央一丁目41番2号（みらいステップなかの6階）
所管区域	中野区全域
事業開始	令和4年4月1日
敷地面積※	約9,970 m ²
延床面積※	約17,829 m ² （うち、子ども・若者支援センター部分約3,281 m ² ）
建築面積※	約3,780 m ²
建物規模	地上10階建 鉄骨造、鉄筋コンクリート造
電話	03-5937-3289
交通	東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線 中野坂上駅A1出口から徒歩2分

※複合施設「みらいステップなかの」及び中野東中学校の総計



		複合棟「みらいステップなかの」		
10階		教育センター(教職員研修センター)		
9階		中野東図書館(ビジネス・コミュニティ)		
8階		中野東図書館(一般サービス)		
7階		中野東図書館(子ども)		
6階		子ども・若者支援センター(総合受付、児童相談所、事務室)		学校棟
5階	体育館棟	子ども・若者支援センター(児童相談所、相談室、プレイルーム)		プール
4階		子ども・若者支援センター(相談室、プレイルーム等)		教室
3階	屋内運動場	教育センター(学習支援室)		教室
2階		屋内運動場ロビー、PTA室等		職員室 図書室
1階	多目的練習場	学校開放エントランス	図書館、子ども・若者支援センターエントランス	学校エントランス・給食室等

3 目的・理念

平成28年の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等が求められた。特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、身近な地域における児童相談所の設置を促進するため、希望する特別区は、政令の指定を受けて児童相談所を設置できるように規定されている。

中野区は改正児童福祉法の理念に則り、地域に根ざす基礎自治体として、子ども家庭支援センター機能を持つ児童相談所を設置した。令和4年4月1日の開設により、初動から一貫したより迅速な対応、地域と連携したきめ細かい支援の実現を目的に、「中野区児童相談所 運営基本方針」と、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの基本原則」に則って「家族が主体的に子どもの安全を守るしくみをつくることを、あらゆる人と手を携えて支える取組」を進めている。また、一時保護所においても、これらを踏まえ「一時保護所 行動指針」による運営を行っている。

中野区児童相談所 運営基本方針

1 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

2 基本方針・取組

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

1 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。

私たちは、子どもの安全を脅かす危険について、常に意識し、危険の未然防止や早期対応を責任を持って行います。

私たちは、家庭的で心地よく楽しいと思える環境を子どもと職員で一緒につくっていきます。

私たちは、子どもが安心して失敗や試行錯誤ができるために、失敗しても責められず、失敗から学び、自分の強みに気づけるように支え励まします。

2 子どもの権利とアドボカシーを保障し、ひとり一人の生活を支援します。

私たちは、子ども自身が大切な存在であることに気づくことができたり、自分の気持ちや想いを表現することが良かったと思える実体験ができるように支援します。

私たちは、子どもが一時保護所でどのように過ごしていくのかを子どもと話し合っ決めていく過程や、子どもの想いや希望が方針や退所後の生活に生かされるように、児童福祉司・児童心理司等と連携協働し、保護者や子どもに関わる支援者に橋渡しをすることを大切にします。

3 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。

私たちは、子どもの特性や愛着の課題、これまでの背景、大人を試す行動などの姿をまずは受け止め、どのような想い、悩み、生きづらさを抱えているかを子どもから教えてもらいながら、子どもへの理解を深めます。

私たちは、特に入所時の関わりは福祉の入り口であり、その後の支援に大きな影響を与えたり、大人になってからの福祉のイメージにも繋がっていくことを常に意識しながら丁寧に関わります。

4 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

私たちは、エビデンスに基づく実践力を高めるための学びの機会を確保します。

私たちは、外部からの意見を踏まえ、常にチームでの支援の振り返りと専門性の学び直しを繰り返していきます。

私たちは、職員同士が互いにフラットな関係性で率直な意見交換をしたり、相手の立場や意見を尊重することが、子どもに向き合う態度に繋がることを意識します。

私たちは、この職場で働き続けたい、新たな人材が働きたいと思える職場、チームになります。

4 児童相談所等の沿革

時期	特別区の動き	中野区の動き
昭和 61 年 2 月	「都区制度改革の基本的方向」で児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意	
平成 20 年 6 月	「都区のあり方検討委員会幹事会」において、児相・区移管検討事務として整理	
平成 23 年 12 月	第 13 回都区のあり方検討委員会において、都区のあり方検討委員会とは切り離して今後の進め方等について都区間協議、別途整理していくことで確認	
平成 24 年 2 月	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する実務者レベルの検討会を設置、検討を開始	
平成 25 年 4 月		児童相談所への職員派遣開始
平成 25 年 11 月	「特別区児童相談所移管モデル」を作成	「中野区立小中学校再編計画(第 2 次)」第三中学校、第十中学校を閉校し統合新校開設を計画
平成 26 年 4 月		児童相談所設置準備担当係長配置
平成 26 年 10 月	各区で具体化に向けた検討を行い整理・とりまとめ	
平成 27 年 12 月	特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案(たたき台)について」を提出	
平成 28 年 4 月		「新しい中野をつくる 10 か年計画(第 3 次)」児童相談・支援体制の充実・強化として児童相談所の移管を明記
平成 28 年 6 月	※児童福祉法等の一部を改正する法律が公布	「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等基本構想・基本計画(案)」児童相談所設置を想定した基本コンセプト・機能を明記
平成 28 年 7 月	「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」設置	
平成 28 年 11 月	児童相談所開設に向けたロードマップの作成	
平成 29 年 4 月	※改正児童福祉法施行	副参事(児童相談所設置準備担当)新設

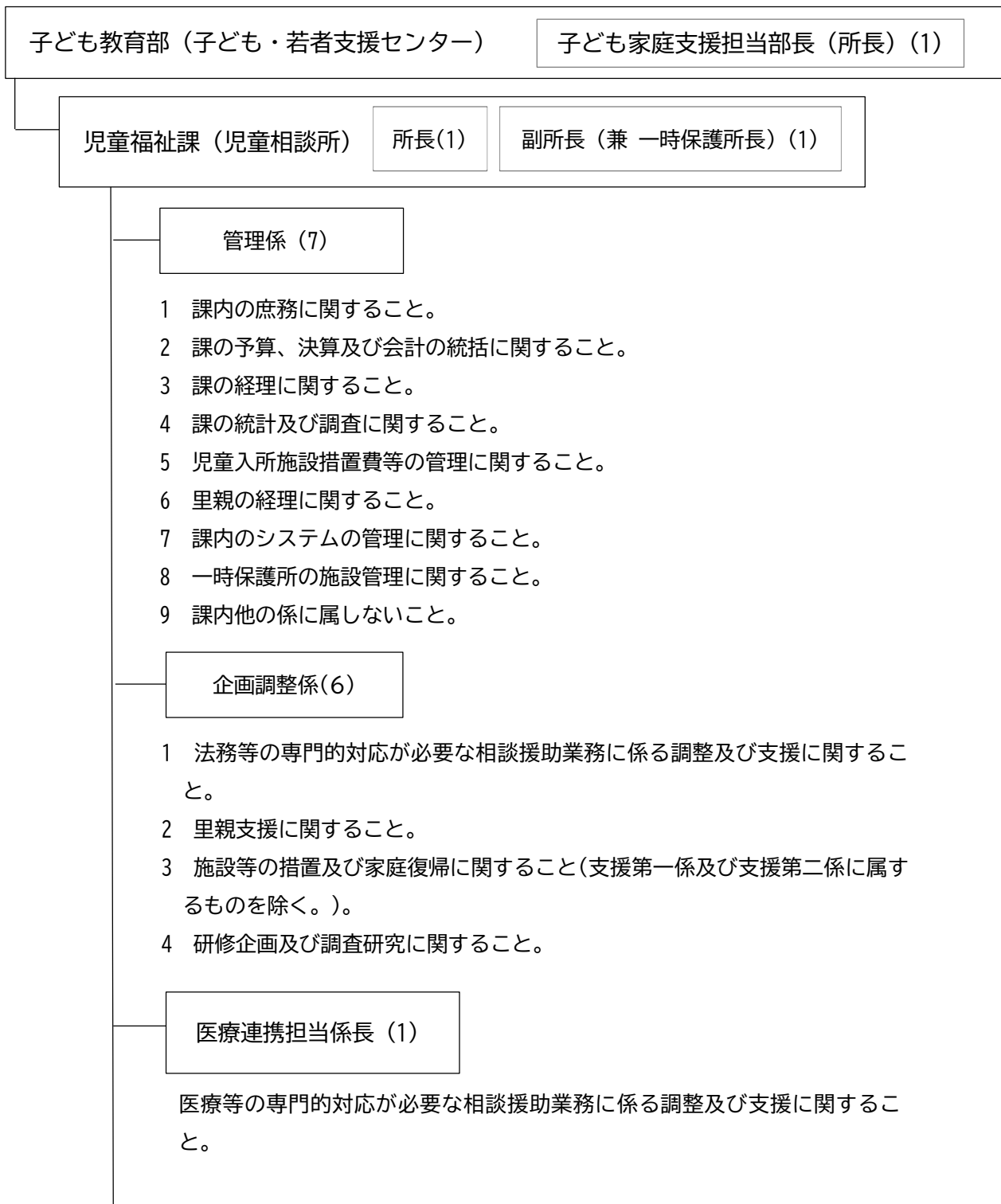
	児童相談所を設置できる自治体に特別区を追加	
平成 29 年 6 月	先行 3 区（世田谷区、江戸川区、荒川区）と都間で「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」開始	
平成 30 年 4 月	各区が近隣縣市等の児童相談所への派遣を開始	
平成 30 年 5 月	特別区と都間で「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整にかかる検討会」設置	
令和元年 8 月	先行 2 区（世田谷区、江戸川区）児童相談所設置市に指定する政令が公布	「中野区児童相談所設置計画書」の策定について、都との確認作業を開始
令和 3 年 6 月		「児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に基づく政令で定める市の指定」を要請
令和 3 年 8 月		児童相談所設置市に指定する政令が公布（令和 4 年 4 月設置）
令和 3 年 12 月		中野区児童相談所設置条例制定（令和 4 年 4 月 1 日施行）
令和 4 年 4 月		児童相談所開設

5 児童相談所の組織及び職員

(1) 児童相談所の組織・役割

令和4年4月1日現在

※ () 内は常勤職員の人数



相談係 (7)

- 1 児童虐待に係る相談の受付、調査及び社会診断並びに児童等に対する助言等に関する事。
- 2 一時保護の調整に関する事(支援第一係及び支援第二係に属するものを除く。)

支援第一係 (7)・支援第二係 (7)

※第一係が南部・北部エリア、第二係が中部・鷺宮エリアを担当

- 1 相談(児童虐待に係る相談を除く。)の受付、調査、社会診断及び判定に関する事。
- 2 相談に対する継続支援に関する事。
- 3 一時保護の調整に関する事(相談係に属するものを除く。)
- 4 施設等の措置及び家庭復帰に関する事(企画調整係に属するものを除く。)
- 5 地域支援及び家族支援に関する事

心理係 (11)

- 1 心理診断に関する事。
- 2 心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等の心理支援に関する事

一時保護係 (21)

- 1 児童の一時保護、生活支援、学習支援、行動観察及び行動診断に関する事。
- 2 一時保護を行っている児童の健康管理に関する事。

保護児童支援担当係長 (1)

一時保護を行っている児童の特別な支援に係る調整に関する事。

(2) 職員の配置状況 (令和4年4月1日現在)

児童相談所長 1人
 児童相談所副所長 (一時保護所長兼務) 1人
 常勤職員 68人
 会計年度任用職員 38人
 特別職非常勤職員 14人
 合計 122人

(単位:人)

児童相談所					
職名	常勤職員	会計年度任用職員	特別職非常勤	計	備考
事務	7	1	0	8	
児童福祉司	25	0	0	25	
児童心理司	13	0	0	13	
保健師	1	0	0	1	
児童相談業務指導員	0	2	0	2	
児童相談専門支援員	0	1	0	1	
施設連携強化専門員	0	2	0	2	
里親専門員	0	1	0	1	
虐待対応専門員	0	3	0	3	警察0B
研修等コーディネーター	0	1	0	1	
法的対応専門員	0	2	0	2	弁護士
医療対応専門員	0	2	0	2	医師
嘱託医	0	0	8	8	医師
合計	46	15	8	69	
一時保護所					
職名	常勤職員	会計年度任用職員	特別職非常勤	計	備考
児童指導員	21	0	0	21	保育士の有資格者含む
看護師	1	0	0	1	
嘱託医	0	0	6	6	医師
心理療法担当職員	0	2	0	2	
学習支援員	0	3	0	3	
生活支援員	0	2	0	2	
夜間指導員	0	16	0	16	うち3名は生活支援員兼務
合計	22	23	6	51	

※育児休業代替職員及び研修派遣職員は含まない

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労、服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故、けが等）
障害相談		知的障害、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害等の障害に関する相談
非行相談	ぐ犯行為 ^{※1} 等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為 ^{※2} 等相談	触法行為があったとして警察署から第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※3} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない組織

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監護に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※2 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為

※3 緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話せない状態

(2) 援助の種類

	区分	内容
措置によるもの	訓戒・誓約書の提出 (27条1項1号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる
	児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号) (虐待防止法11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
	児童委員指導 (27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する
	福祉事務所送致等 (26条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合 ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合
	里親委託 (27条1項3号)	①養子縁組を目的とせず一定期間養育する「養育家庭」、②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する
	小規模住居型児童養育事業委託(27条1項3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する
	児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる
	指定発達支援医療機関委託 (27条2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する
	家庭裁判所送致 (27条1項4号) (27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する ※少年法第3条第2項、6条7項
	区市町村送致 (26条1項3号) ※法律上は市町村送致	児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村に送致する
区市町村指導委託 (26条1項) (27条1項、2項) ※法律上は市町村指導委託	児童や保護者の状況、地理的要件やこれまでの相談経緯等から区市町村による継続的に寄り添った支援が適当と考えられるケースについて、児童相談所が行政処分としての指導措置を区市町村に委託し、区市町村が具体的な支援(指導)活動を行う	

区分		内容
措置によらないもの	助言指導 (11条1項2号二)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など
	継続指導 (11条1項2号二)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う
	他機関あっせん・紹介 (11条1項2号二)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する
	児童自立生活援助 (33条の6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは、「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う

(3) その他

区分	内容
意見付与 (24条の3第3項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する
家庭裁判所家事審判請求 (28条) (33条6の2・7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法834条・835条)、未成年後見人選任(840条)、解任(846条)の請求、特別養子適格の確認請求(令和2年4月1日に施行された児童福祉法上の規定)を行う
立入調査 (29条) (虐待防止法9条1項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めるときは、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害行為等に対しては、罰則規定がある(61条の5)
一時保護・一時保護委託 (33条1～10項) (虐待防止法8条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる
面会・通信の制限 (虐待防止法12条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる
接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる(虐待防止法第18条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (30条)	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所に届け出義務を課し、虐待や人身売買のような子供の権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る
所長の親権代行 (33条の8第2項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う
出頭要求 (虐待防止法8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事している職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる
再出頭要求 (虐待防止法9条の2)	保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる
臨検・搜索 (虐待防止法9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる

()内の法律名の記載がない条文は、児童福祉法である

第2 事業の概況

1 相談の受理状況

(1) 経路別受理状況

令和4年度の相談受理件数 1,426 件のうち、警察等からの相談が最も多く（392 件）、次いで家族・親戚（307 件）、近隣・知人（169 件）と続いている。

(単位：件)

	都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関				
R4	61	7	88	22	2	0	5	23	37	26	3	0	2	392	11
割合 (%)	12.5%				2.1%				4.6%			0.0%	0.1%	27.5%	0.8%

	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
R4	1	25	3	115	15	0	1	307	169	34	77	1,426
割合 (%)	1.8%		9.3%			0.0%	0.1%	21.5%	11.9%	2.4%	5.4%	100.0%

※中野区を含む児童相談所設置区からの相談は「都道府県・指定都市・中核市」からの相談に含む

(2) 相談内容別受理状況

令和4年度の相談受理件数 1,426 件のうち、児童虐待相談が最も多い(898 件)。

(単位：件)

年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	相言語発達障害等	相重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	相育児・しつけ		
R4	898	214	3	2	0	0	2	110	1	11	21	89	13	1	24	37	1,426

(3) 男女別受理状況

令和4年度の相談受理件数 1,426 件のうち、男性は 806 件、女性は 620 件と、男性が多くなっている。特に男女比が大きいのは非行相談である。

(単位：件)

年度		令和4年度		
相談内容		男	女	計
養護相談	児童虐待相談	482	416	898
	その他	114	100	214
保健相談		2	1	3
障害相談		79	36	115
非行相談		28	4	32
育成相談		83	44	127
その他の相談		18	19	37
計		806	620	1,426

(4) 年齢別受理状況

令和4年度の相談受理件数 1,426 件を年齢階層別に相談内容別構成割合を示したのが以下の図である。各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは養護相談(児童虐待相談)である。

(単位：件)

年度	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談			育成相談			その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	相言語発達障害等	相重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			相育児・しつけ
総数	898	214	3	2	0	0	2	110	1	11	21	13	89	24	1	37	1,426
0～5歳	350	102	3	2	0	0	2	43	0	0	0	0	1	10	0	19	532
6～11歳	329	56	0	0	0	0	0	39	1	3	10	6	35	11	0	9	499
12～14歳	124	30	0	0	0	0	0	18	0	4	9	3	36	2	0	1	227
15～17歳	95	25	0	0	0	0	0	9	0	4	2	4	17	1	1	6	164
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4

2 虐待相談の対応状況

令和4年度の虐待対応件数は817件である。

なお児童虐待対応件数とは、本年度中に中野区児童相談所が新規に受け付けた虐待相談のうち、本年度中に援助方針を決定した件数である。

(1) 虐待相談種類・年齢別対応状況

令和4年度の虐待相談対応件数のうち、虐待種類別では「心理的虐待」が最も多く、次いで「身体的虐待」と続いている。年齢別では、0～5歳が最も多く、次いで6～11歳と続いている。

(単位：件)

	計	虐待内容別			
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 (ネグレクト)
計	817	250	6	471	90
0歳～5歳	324	69	2	221	32
6歳～11歳	286	97	-	153	36
12歳～14歳	114	41	2	59	12
15歳以上	93	43	2	38	10

3 調査、診断、一時保護状況

(1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、児童や保護者からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、必要な指導を行っている。令和4年度の1人あたりの相談受理件数および行動延べ件数は以下のとおりである。

年度	児童福祉司 (人) (4.1現在)	相談受理件数(件)		行動回数(回)					平均 回数 (相談 1件 あたり)
		児童福祉司 1人あたり		内訳					
				訪問	面談	電話	その他 ※		
令和4年度	25	1,426	57.0	34,594	3,938	2,003	27,545	1,108	24.3

※ 協議やその他行動の計

(2) 児童心理司の活動状況

児童心理司は児童や保護者等との面接、心理検査及び行動観察を通して心理診断を行う。またその結果に基づき援助方針を検討し、必要な心理療法もしくは助言を行っている。令和4年度の児童心理司1人あたりの心理検査実施延べ人数、面接・観察・指導件数及び心理療法・カウンセリング等件数は以下のとおりである。

<心理検査 実施回数>

年度	児童心理司数(人) (4.1現在)	心理検査数(件)					児童心理司 1人あたり
		内訳					
		知能	発達	人格	その他		
令和4年度	13	380	141	58	106	75	29.2

<面接・観察・指導*実施回数>

年度	児童心理司数(人) (4.1現在)	面接・観察・指導件数(件)				児童心理司 1人あたり
		内訳				
		児童	保護者	その他		
		児童	保護者	その他		
令和4年度	13	1,390	736	500	154	106.9

※プレイルーム等において行動観察を主たる目的で行った観察、児童心理司等が行った指導等

<心理療法・カウンセリング等*実施回数>

年度	児童心理司数(人) (4.1現在)	心理療法・カウンセリング数(件)			児童心理司 1人あたり	
		内訳				
		児童	保護者	その他		
令和4年度	13	2,291	1,284	585	422	176.2

※心理療法・カウンセリング等の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したもの

(3) 愛の手帳

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の児童に対して愛の手帳の申請受付を行い、児童福祉司、嘱託医と共に知的障害の有無、程度等の判定業務を行っている。令和4年度の愛の手帳の判定状況は以下のとおりである。

(単位：件)

年度	判定数	内訳				
		1度	2度	3度	4度	非該当
令和4年度	101	1	19	27	42	12

(4) 医師の活動状況

会計年度任用職員として任用している専門医師（児童精神科医等）による医学相談のほか、近隣医療機関への委託による児童や家族への医学的見地からの助言やケア、児童相談所職員の相談援助業務に対する助言等を行っている。一時保護児童については、中野区医師会、中野区歯科医師会の協力のもと、内科健診（週1回）、歯科健診（月1回）を行っている。令和4年度の医学診断状況は以下のとおりである。

年度	実施回数	延べ件数
令和4年度	77	121

(5) 弁護士の活動状況

ア 弁護士への相談体制

法的対応専門員（会計年度任用職員）として弁護士2名を配置している。定期的な相談枠を設けているが、必要に応じ勤務時間外にも助言指導を受けられる体制としている。

イ 業務内容

- ・児童相談所業務に関する、専門的見地からの職員への助言や指導
- ・措置や一時保護をされている子どもの支援等に関する助言（司法機関との連携や司法面接の実施等に関する助言を含む）
- ・会議や研修における法的見地からの助言や情報提供

ウ 活動状況

職員からの相談内容は、「児童福祉法第28条や第33条第5項に係る申立てが想定されるケースについての必要な準備や今後の流れの確認」「家庭裁判所から調査嘱託を受けた際の対応（東京都児童相談所係属分の経過記録の取扱い）」のほか多岐にわたる。

なお、児童福祉法第28条や第33条5項に係る申立てなどの業務については、別途代理人委任手続を行っている。令和4年度の弁護士相談及び申立て等の件数は以下のとおりである。

（単位：件）

年度	弁護士相談	児童福祉法に係る申立て		特別養子適格 の確認申立て	その他
		第28条	第33条第5項		
令和4年度	144	2	1	1	1

(6) 区の一時的保護状況

令和4年度の一時的保護状況は以下のとおりである。

(単位：件)

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
区一時保護所	8	28	37	73
区外一時保護所	3	3	9	15
乳児院	10	0	0	10
児童養護施設	0	3	8	11
里親	0	0	1	1
医療機関	8	1	3	12
障害児関係施設	1	0	0	1
自立援助ホーム	0	1	0	1
その他	1	2	1	4
計	31	38	59	128

(7) 一時保護の児童数(所内)

令和4年度の一時的保護状況(中野区一時保護所内)は以下のとおりである。

① 一時保護の状況

(単位：件)

相談内容	前年度末 継続保護	受付(年度中)				計	
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上		
養護	児童虐待	0	5	14	10	15	44
	その他	0	2	7	4	4	17
障害	0	0	0	0	0	0	0
非行	0	0	1	2	3	6	6
育成	0	0	1	4	1	6	6
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	23	20	23	73	73

【参考：中野区一時保護所の入所児童数】

(単位：件)

区分	入所児童数
区内児童	73
区外児童(受託)	7
計	80

② 一時保護所退所後の状況（区内児童のみ）

（単位：件）

相談内容		受 付(年度中)							年度末継続保護
		児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	5	0	2	0	29	2	38	6
	その他	1	0	0	0	8	7	16	1
障害		0	0	0	0	0	0	0	0
非行		1	0	0	0	3	2	6	0
育成		0	0	0	0	4	1	5	1
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
計		7	0	2	0	44	12	65	8

② 年度内に退所した児童の日数分布・平均日数

（単位：件）

1～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～35日	36～42日	43～49日	50～56日	57日～
12	6	7	12	3	0	4	6	15
計	平均日数							
65	41.8							

※対象：区内児童のみ

(8) 一時保護の児童数(委託)

令和4年度の一時保護委託状況は以下のとおりである。なお、一時保護委託先には、乳児院や児童養護施設、里親、ファミリーホーム、病院及び他自治体一時保護所等がある。

① 一時保護委託の状況

（単位：件）

相談内容		前年度末継続保護	委 託 (年度中)				
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
養護	児童虐待	0	12	8	8	2	30
	その他	0	9	6	2	1	18
障害		0	0	0	0	0	0
非行		0	0	0	0	3	3
育成		0	1	0	3	0	4
保健・その他		0	0	0	0	0	0
計		0	22	14	13	6	55

② 一時保護委託解除後の状況

(単位：件)

相談内容		委 託 (年度中)						年度末継続保護	
		児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他		計
養護	児童虐待	2	0	1	0	18	6	27	3
	その他	0	0	1	0	12	3	16	2
障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
非 行		0	0	0	0	1	2	3	0
育 成		0	0	0	0	2	2	4	0
保 健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	2	0	33	13	50	5

4 施設入所の状況

(1) 入所措置等の状況

令和4年度末現在の児童の施設入所の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
乳 児 院	6	0	0	6
児 童 養 護 施 設	8	22	22	52
里 親 ・ ファミリーホーム	2	4	6	12
児童自立支援施設	0	0	0	0
児童心理治療施設	0	0	0	0
自立援助ホーム	0	2	0	2
障害児入所施設	0	2	3	5
計	16	30	31	77

(2) 障害児入所施設の利用契約

令和4年度末現在の障害児入所施設の利用契約の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
障害児入所施設	1	5	3	9

5 里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚・疾病等さまざまな事情により家庭で生活できない児童や親による虐待等のため家庭での生活が望ましくない児童を、家庭に代わって公的に養育する社会的養護の一つである。中野区を含む東京都の「里親制度」では、養子縁組を目的とせず児童を養育する「養育家庭」、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、被虐待児童や知的障害児童等のうち一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門性を備えた「専門養育家庭」、一定の要件を満たす児童の扶養義務者及びその配偶者である親族による「親族里親」の4種類の制度を設けている。

(1) 養育家庭登録・委託状況（年度末現在）

（単位：組）

年度	登録家庭数	委託家庭数
令和4年度	21	12

※うち1家庭は二重登録家庭（児童委託はなし）

※区外に登録されている養育家庭へ委託している区の児童数は8人

(2) 専門養育家庭登録・委託状況（年度末現在）

（単位：組）

年度	登録家庭数	委託家庭数
令和4年度	0	0

(3) 養子縁組里親登録・委託状況（年度末現在）

（単位：組）

年度	登録家庭数	委託家庭数
令和4年度	7	1

※区外に登録されている養子縁組里親へ委託している児童数は2人

(4) 親族里親登録・委託状況（年度末現在）

（単位：組）

年度	登録家庭数	委託家庭数
令和4年度	0	0

(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

第二種社会福祉事業として、養育者の住居において5～6人の児童を養育する制度。令和4年度末現在、区内の設置はない。

ファミリーホーム設置状況(年度末現在)

年度	登録家庭数(所)	区外への委託児童数(人)
令和4年度	0	2

(6) 里親の支援体制

各関係機関の役割は以下のとおりである。

<児童相談所>

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問、子どもの委託や委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行っている。

<里親支援専門相談員>

乳児院や児童養護施設に配置された里親支援専門相談員は、児童相談所等と連携して、児童の支援を行う。委託後は、里親子の居住する地域の里親支援専門相談員が支援を行っている。

<里親支援機関>

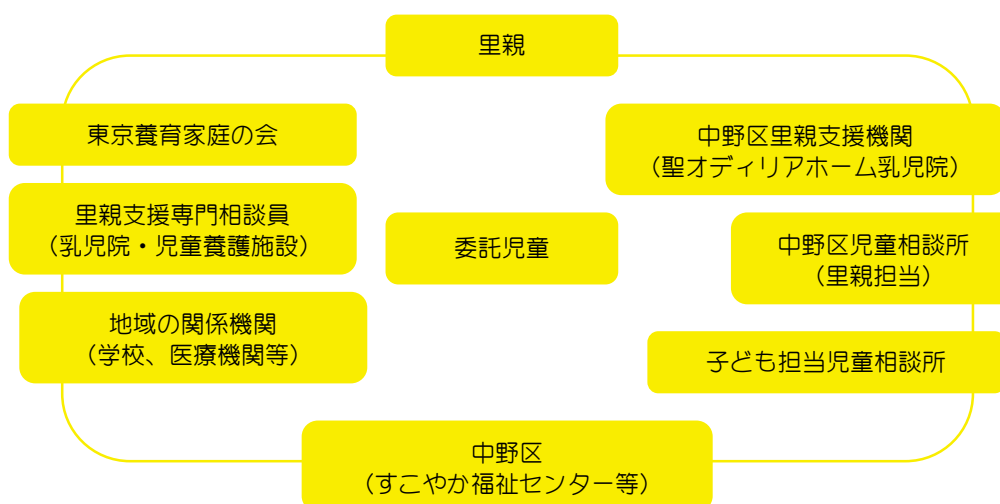
民間団体が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、中野区が委託した社会福祉法人聖オディリアホーム乳児院が、里親制度の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、未委託家庭の訪問支援、里親サロンの実施、児童の自立支援等を行っている。

<NPO法人 東京養育家庭の会>

東京都内の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人である。中野区では、里親に対する委託前の法定等を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っている。

<地域の関係機関>

児童の所属機関や児童の育ちを応援する各機関と、児童及び里親家庭の状況に応じて一緒に支援を行っている。



6 専門職の人材育成

児童相談所の業務が年々増加、複雑困難化する中、児童相談所で働く専門職の人材育成が重要になっている。そのため、中野区では、係や職種を越えた横断的なチームを作って児童相談業務に従事する職員の人材育成や研修に関する検討を行い、「中野区児童相談関係職員人材育成・研修計画」を策定し、これに基づき専門職の人材育成を進めている。各専門職の育成方針や到達目標、研修内容に加えて、職種を問わず全ての職員が理解し、組織全体で共通認識を持っておく必要のある事項についても定めていることが特徴となっており、法改正や最新の動向を踏まえて毎年見直しを行い、研修内容の充実を図っている。

(1) 主催研修

業務に必要な専門知識・スキルを身に付けるため、各分野の専門家を講師とした研修を企画、実施している。研修内容によっては、関係部署のほか、周辺自治体や関係機関にも参加を呼び掛けている。また一時保護所においては、業務や勤務シフトの性質上、現場を離れての研修参加が難しいことから、現場でのライブSVやコンサルテーションなどの手法を採用することで職員の専門性向上に努めている。

(2) 外部機関等が開催する研修への参加

特別区職員研修所や外部専門機関が開催する研修について、人材育成・研修計画に沿って業務上の必要性及び期待される効果等を考慮したうえ、各係（各職種）から適任者を選出し、研修に参加させている。

(3) OJT・コンサルテーション

日々の業務におけるOJTについては、各係（各職種）の係長やSV役割を担う職員に加えて、児童福祉司SV経験を有する業務指導員2名を配置し強化している。

また、毎月、児童相談所業務に精通した弁護士、トラウマ治療に実績のある児童精神科医、児童相談所の経験を有する大学教員から指導・助言を受けられるようにしている。

(4) 学会参加・発表などの外部発信、研究協力

自分たちの取組について客観的に振り返り、さらに進化させることが重要と考え、日本こども虐待防止学会等の全国規模の学術大会に参加し、中野区の取組や実践を積極的に発信し、専門家や他自治体職員からのフィードバックを受ける機会を設けている。その他、大学や専門機関による研究についても、児童福祉の発展や地域社会への貢献の観点から積極的に協力しており、最新の知見や研究実績をより良い支援に活かすことができるよう努めている。

○主催（外部講師研修）※敬称略

研修名	講師
児童虐待対応研修 全5回 （杉並区と共同実施）	立正大学社会福祉学部 准教授 鈴木 浩之
性的虐待対応研修（杉並区と共同実施）	立正大学社会福祉学部 准教授 鈴木 浩之
サインズオブセーフティにおけるチームアプローチ	立正大学社会福祉学部 准教授 鈴木 浩之
解決志向アプローチの演習 及び 外在化面接	立正大学社会福祉学部 准教授 鈴木 浩之
トラウマを抱える子どもたちへの支援 ～ARCの枠組みから学ぶ～	児童精神科医 伊東 ゆたか
児童心理司専門研修 第1回事例検討会	臨床心理士 田崎 美佐子
児童心理司専門研修 第2・4回事例検討会	北里大学大学院医療系研究科 教授 水島 栄
児童心理司専門研修 第3・5回事例検討会	和光大学現代人間学部心理教育学科 教授 熊上 崇
子どものための心理的応急処置（PFA）研修	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 赤坂 美幸
子どもの権利擁護	社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事 弁護士 坪井 節子
幼保・一保（一時保護所）の連携で支援のバトンをつなげよう	千葉女子専門学校 専任教諭 初谷 千鶴子
第1回一時保護所コンサルテーション研修	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師 永野 咲
第2回一時保護所コンサルテーション研修	千葉女子専門学校 専任教諭 初谷 千鶴子

○外部（派遣）研修

研修名	主催機関名
児童福祉司任用前講習会・指定講習会	特別区職員研修所
児童福祉司任用後研修	特別区職員研修所
司法面接（NICHD プロトコル）	特別区職員研修所
児童福祉司（1～2年目）研修Ⅰ	特別区職員研修所
児童福祉司（1～2年目）研修Ⅱ	特別区職員研修所
児童家庭福祉研修	特別区職員研修所
動機づけ面接	特別区職員研修所
児童相談所関連トピックス第1回	特別区職員研修所
児童相談所関連トピックス第2回	特別区職員研修所
児童相談所関連トピックス第3回	特別区職員研修所
児童福祉司スーパーバイザー研修	特別区職員研修所
一時保護所職員研修Ⅰ	特別区職員研修所
一時保護所職員研修Ⅱ	特別区職員研修所
児童福祉司研修（3～4年目）研修Ⅰ	特別区職員研修所
児童福祉司研修（3～4年目）研修Ⅱ	特別区職員研修所
児童心理司研修（3～4年目）研修Ⅰ	特別区職員研修所
児童心理司研修（3～4年目）研修Ⅱ	特別区職員研修所
児童虐待への対応	特別区職員研修所
児童福祉司現任研修（オンライン）	国立武蔵野学院
児童相談所職員現任研修セミナー	国立武蔵野学院
一時保護所スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院
一時保護所実務者研修	国立武蔵野学院
第4回臨床セミナー	東京都児童相談センター
第5回臨床セミナー	東京都児童相談センター
児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター
RIFCAR 研修	チャイルドファーストジャパン
ChildFirst 司法面接	チャイルドファーストジャパン
ChildFirst 拡大司法面接	チャイルドファーストジャパン
虐待児診察技術研修	チャイルドファーストジャパン
包括的アセスメントⅣ・より近づき役立つために問題行動のアセスメント オンラインセミナー	カウンセリングオフィス成子坂
MSPA 講習会オンラインセミナー	京都国際社会福祉センター
メンタライジング研修	子ども虐待防止センター
日常の支援に活かすアタッチメント理論	子ども虐待防止センター

性暴力被害者支援研修	東京ウィメンズプラザ
子ども家庭支援センター【タイムリー研修】	東京都
セカンドステップ基礎研修	日本子どものための委員会
児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	西日本こども研修センターあかし
田中ビネー知能検査講習会	田中教育研究所
子どもへの暴力防止のための基礎講座	CAP センター・JAPAN
児童福祉施設等における性教育研修会	東京都社会福祉協議会
TF-CBT イントロダクトリー・トレーニング	こころのケアとレジリエンス研究所
TF-CBT アドバンスド・トレーニング	IFCA
司法面接ピアレビュー研修	つながぐ
「ペアレントトレーニング」リーダー養成基礎研修	まめの木クリニック・発達臨床研究所
第5回サインズオブセーフティ集会	SIGNS+
サインズオブセーフティアプローチ 2.5 日間基礎研修	SIGNS+
CARE ファシリテーター・トレーニング	CARE-Japan

第3 統計資料

1 児童相談受付状況

(1) 経路別

令和4年度

(単位：件)

	都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・指定発達支援 医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	医療機関 指定発達支援			
男	33	6	51	10	1	0	3	14	18	19	1	0	2	226
女	28	1	37	12	1	0	2	9	19	7	2	0	0	166
計	61	7	88	22	2	0	5	23	37	26	3	0	2	392

	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会							
男	4	1	14	1	58	6	0	1	183	94	12	48	806
女	7	0	11	2	57	9	0	0	124	75	22	29	620
計	11	1	25	3	115	15	0	1	307	169	34	77	1,426

(2) 年齢別・相談内容別受付状況

令和4年度

(単位：件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	＜ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		
0歳	67	40	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	117
1歳	57	19	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	82
2歳	69	15	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	90
3歳	54	5	0	0	0	0	0	16	0	0	0	1	0	0	2	5	83
4歳	50	13	0	1	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	1	3	79
5歳	53	10	0	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	4	3	81
6歳	56	9	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	2	2	75
7歳	60	8	0	0	0	0	0	8	0	1	1	3	1	0	2	1	85
8歳	46	7	0	0	0	0	0	9	0	0	1	5	1	0	1	2	72
9歳	53	9	0	0	0	0	0	0	1	0	2	7	1	0	0	1	74
10歳	69	12	0	0	0	0	0	5	0	1	2	8	1	0	4	2	104
11歳	45	11	0	0	0	0	0	12	0	1	4	11	2	0	2	1	89
12歳	47	8	0	0	0	0	0	5	0	1	3	9	0	0	0	0	73
13歳	38	11	0	0	0	0	0	5	0	2	5	13	1	0	1	0	76
14歳	39	11	0	0	0	0	0	8	0	1	1	14	2	0	1	1	78
15歳	30	12	0	0	0	0	0	5	0	1	1	8	2	1	0	1	61
16歳	38	8	0	0	0	0	0	1	0	3	1	5	2	0	1	1	60
17歳	27	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4	0	0	0	4	43
18歳 以上	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4
計	898	214	3	2	0	0	2	110	1	11	21	89	13	1	24	37	1,426

2 相談対応状況

(1) 相談別対応状況

令和4年度

(単位：件)

		対応件数（年度中）									
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	児童・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知
		助言指導	継続指導	他機関あっせん							
養護相談	児童虐待相談	702	23	13	48	0	0	0	0	0	
	その他の相談	160	22	15	7	0	0	0	0	0	
保健相談		1	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障害相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	知的障害相談	118	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非行相談	＜犯行為等相談	11	1	2	1	0	0	0	0	0	
	触法行為等相談	13	2	1	2	0	0	0	0	0	
育成相談	性格行動相談	61	16	1	1	0	0	0	0	0	
	不登校相談	14	0	0	0	0	0	0	0	0	
	適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育児・しつけ相談	21	1	1	0	0	0	0	0	0	
その他の相談		23	0	2	0	0	0	0	0	0	
計		1,125	66	35	59	0	0	0	0	0	

(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応状況

令和4年度

(単位：件)

	都道府県・ 指定都市 中核市				市 町 村				児童福祉施設・指定発 達支援医療機関		
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	機 関 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関
身 体 的 虐 待	9	0	10	3	0	0	0	27	12	11	1
性 的 虐 待	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心 理 的 虐 待	19	1	12	0	0	0	2	33	11	9	0
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	7	0	2	2	0	0	0	4	6	0	0
計	36	1	24	5	0	0	2	64	29	20	1

	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医 療 機 関		学 校 等			里 親	児 童 委 員
					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等		
身 体 的 虐 待	0	1	58	0	0	2	2	28	4	0	0
性 的 虐 待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
心 理 的 虐 待	0	1	196	0	0	5	0	24	2	0	0
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	0	0	12	0	0	2	0	17	2	0	1
計	0	2	266	0	0	9	2	70	8	0	1

令和4年度 (単位：件)

	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
身 体 的 虐 待	24	32	13	13	250
性 的 虐 待	1	2	0	1	6
心 理 的 虐 待	29	97	6	24	471
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	5	24	1	5	90
計	59	155	20	43	817

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況

令和4年度

(単位：件)

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
身 体 的 虐 待	105	1	127	0	17	250
性 的 虐 待	3	0	2	0	1	6
心 理 的 虐 待	240	1	169	0	61	471
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	14	1	53	0	22	90
計	362	3	351	0	101	817

(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況

令和4年度

(単位：件)

	身体的 虐待	性的 虐待	心理的 虐待	保護の 怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
0歳	4	0	41	2	47
1歳	11	0	47	4	62
2歳	10	0	44	10	64
3歳	17	0	37	6	60
4歳	12	0	27	4	43
5歳	15	2	25	6	48
6歳	10	0	31	8	49
7歳	14	0	30	2	46
8歳	18	0	23	4	45
9歳	16	0	23	11	50
10歳	22	0	27	9	58
11歳	17	0	19	2	38
12歳	17	1	24	7	49
13歳	13	1	15	4	33
14歳	11	0	20	1	32
15歳	11	1	13	5	30
16歳	16	0	18	2	36
17歳	11	1	6	3	21
18歳	5	0	1	0	6
計	250	6	471	90	817

事業概要

令和5年度（2023年度）版

令和5年12月発行

〒164-0011

中野区中央1-41-2

電話03-5937-3289